

土地区画整理法第58条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理審議会委員の選挙期日を令和2年5月31日と定め、土地区画整理法施行令（以下「施行令」という。）第19条の規定に基づき令和2年3月18日付けで公告したところですが、この選挙について施行令第20条の規定により作成する選挙人名簿の縦覧場所を変更し、施行令第21条第1項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年4月13日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

令和2年4月15日（水）から同年4月28日（火）まで

2 縦覧時間

午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

3 縦覧場所

変更前

（平日） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課内（分庁舎3階）

（土・日） 京都市下京区上之町38
京都市下京いきいき市民活動センター 第1会議室

変更後

（平日） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課内（分庁舎3階）

（土・日） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎1階東側入口警備室前

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）